様式第1 (第15条関係)

\wedge	議	録
===	<u>言本</u> :	351€
\preceq	11 1 12/	业/1

会議の名称	令和3年度第3回和泉市公共施設マネジメント推進審議会	
開催日時	令和4年3月29日(火)午前10時から 午前11時30分まで	
開催場所	和泉市役所3階庁議室	
出席者	(委員) 辻壽一会長、田中晃代副会長、中塚雅也委員、吉弘憲介委員、 浅井睦夫委員、木村祐子委員、岡田如弘委員、国本相子委員 (事務局) 山崎市長公室長、東政策企画室長、 西川政策・資産マネジメント担当課長、 堀田主査、中津主事	
会議の議題	和泉市公共施設等総合管理計画改訂版における基本方針について	
会議の要旨	 (会議次第) 1. 開会 2. 審議事項 和泉市公共施設等総合管理計画改訂版における基本方針について 3. その他 4. 閉会 	
会議録の 作成方法	□全文記録 ■要点記録	
記録内容の 確認方法	□会議の議長の確認を得ている ■出席した構成員全員の確認を得ている □その他()	
その他の必要 事項(会議の 公開・非公 開、傍聴人数 等)	・会議の形式:公開・傍聴人:3人・議事録の公開:有り	

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

事務局

令和3年度第3回和泉市公共施設マネジメント推進審議会を開催する。

会議の議事進行は、和泉市公共施設マネジメント推進審議会規則第6条第1項に 基づき、会長にお願いする。

辻会長

次第2 審議事項 和泉市公共施設等総合管理計画改訂版における基本方針について審議する。事務局より説明願う。

事務局

公共施設等総合管理計画改訂版における基本方針について説明する。

資料番号1 「公共施設等総合管理計画改定版における基本方針について」をご確認願う。

資料番号1

(4ページ)

まず、本日の審議事項は、総合管理計画の改訂内容についてであるが、審議事項 が大きく分けて2点ある。

1点目は、現行計画の第2章にあたる「公共施設等の管理に関する基本方針」、2点目は、第3章にあたる「施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方」である。

続いて、「1. 第2回審議会における審議事項・意見等について」として、前回審議会での審議内容等について、再度ご説明する。

まず、総合管理計画の改訂の主旨は、現在の総合管理計画を策定した平成28年度以降、各施設において、個別施設計画が策定され、より具体的な方向性が示されたことから、今回の改訂については、それらの内容を反映するとともに、目標設定等を再検証し、内容充実を図るということが主旨である。

(1) 審議事項

前回審議会の審議事項としては3点ある。

1点目は、計画期間について、現行計画における計画期間の令和28年度までの30年間を保持するという方向性をご審議いただいた。

2点目は、数値目標について、現在の延床面積から70%まで縮減するという方向性を保持するという形でご審議いただいた。

(5ページ)

審議事項の3点目は、目標達成に向けた実現方針の整理である。

目標の達成見通しとして、令和3年度末見込みの公共施設の総延床面積が約53万3千㎡で、縮減率30%の目標を面積に置き換えると、約16万㎡の縮減が必要となる。

一方で、現在予定している今後の取組みによる縮減予定面積は、約9万5千㎡で、 縮減率30%のうち約18%まで到達見込みである。

結果として、現在予定している取組みを実行した上で、目標達成のためには、さらに約6万5千㎡の縮減が必要である。

この現状を踏まえ、改訂版においては、目標達成に向けて、より具体的な方針として、4点を明記する。

まず、その1として、築年数が古い施設については、建替え等を実施する前に、 必要性・適正規模等を検討した上で、縮小や廃止等も含めて方向性を検討する。

その2は、民間でも管理運営が可能な施設については、譲渡や売却、民設民営への移行を検討する。

その3は、建替え等を計画する際には、必要な施設規模等を考慮するとともに、 まずは複合化や、近隣の既存類似施設を活用するなど、効果的なサービス提供方策 を検討する。

その4は、学校教育施設については、良好な教育環境の確保を念頭に、規模を検討し整備することが必要で、現施設については、原則長寿命化を図るが、児童生徒数等を勘案し、建替え・統合・施設一体型義務教育学校の導入を検討する。

以上、その1からその4を具体的な方針として改訂版に明記する。

(6ページ)

(2) 主な意見・結論

■委員意見及び市の対応方針

前回の審議会では様々なご意見をいただいており、委員の皆様からの主なご意見とそのご意見に対する市の回答・対応方針、改訂版への記載内容をまとめているため資料番号2を参照願う。

■審議会における結論

事務局の案には審議会としても同意し、令和3年度第3回の審議会において、改 訂案を確認の上、意見を集約する。

(3) 改訂までのスケジュール

表の中ごろに記載のとおり、本日の審議会以降、5月、7月、9月の3度の審議会、パブリックコメント等も経て、最終的に、本年10月に改訂版を策定し、公表を予定している。

(8・9ページ)

審議事項①【公共施設等の管理に関する基本方針について】

審議事項①「公共施設等の管理に関する基本方針」は、公共施設管理について、 計画の中で、もっとも大きな方針を記載している箇所である。

「公共施設等の管理に関する基本方針」に記載の追加を検討している、網掛けの箇所を順番に説明する。

(1)公共施設の維持、更新、転用、統合、廃止等のあり方検討の項目は、全体の方針の中で、基本となる施設の方向性検討について記載している箇所である。

修正箇所としては、もともと、「ソフト面、ハード面の情報を総合的に判断し、検討する」としていた記載に、個別施設計画に基づき、「公共性や将来の需要見込み、代替性、地域における施設の役割等」という記載を追加している。

また、その下の網掛け「建替えを実施する前には~、検討します。」及び「特に老 朽化施設については、~今後の方向性の検討を行います。」の箇所については、前回 審議会でご審議いただいた4つの具体的な方向性のうち、2点を記載している。

内容は、建替え実施前に、まずは統合等や既存施設の活用を検討するというものと、老朽化施設は、様々な観点から必要性を検討し、縮小や廃止等も含めて検討するという内容である。

(10ページ)

(2) 民間サービスの活用

もともと効果的なサービス提供が可能な場合は、民間サービスの活用を検討する という記載の箇所に、新たに、「民間でも管理運営が可能な施設については、譲渡や 売却、民設民営への移行等を検討する。」という記載を追加している。

こちらも、前回審議会でご審議いただいた4つの具体的な方向性のうちの1つである。

- (4) 市民サービスの質的向上と財源の確保
- ②柔軟で弾力的な市有財産の活用という項目において、もともと有料広告等による財源確保という記載の箇所に、「公共施設の魅力向上による、利用者数の増加、それに伴う利用料収入の増加等を図る」という記載を追加している。

こちらは、前回審議会において、委員より「自治体も今後は民間と同様に、貸館 収入などにより、必要な費用を稼ぐという観点が必要である」というご意見があっ たこと受けて追加したものである。

(11ページ)

(3) 予防保全型維持管理手法の導入による公共施設等の長寿命化の推進 もともと施設の長寿命化の考え方を記載している箇所に、施設の耐用年数の考え 方を追加している。

現行計画では、施設の耐用年数に関する記載はなく、長寿命化の考え方を示していたところだが、個別施設計画において、詳細な耐用年数の考え方が示されたことから、構造ごとに大規模改修の実施をした場合及びしなかった場合の耐用年数をそれぞれ設定し、この年数を目安に方向性を検討するという内容である。

(12ページ)

①公共施設の長寿命化

施設の耐用年数に関連し、長寿命化の可否の考え方について追加している。

内容としては、「学校など、個別の計画で、別途考え方を示している施設を除き、 築年数30年以下というのを目安に、ハード・ソフト両面の調査、財政状況や費用 対効果を勘案し、長寿命化の可否を検討する」というものである。

③施設更新の抑制による財政負担額の縮減と環境負荷の低減

もともと長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化等について記載している箇所に、「エネルギー消費効率の高い製品の活用やESCO事業の導入、省エネ型建物への更新等により、エネルギー消費量の削減、環境負荷の低減を図る」という内容を追加するものである。

こちらは、前回審議会において、環境問題に対する取組みも記載すべきというご 意見があったことから、追加したものである。

(13ページ)

3-2 今後の公共施設マネジメントのすすめ方

もともとこの部分は全体の方針のまとめを記載している箇所であるが、前回審議会での委員意見を踏まえ、「限られた財源の中で、多様化する市民ニーズに対応し、魅力あるまちであるために、「建物を残す」ではなく「必要な市民サービスを残す」という観点で検討することが必要」という内容を追加している。

以上が、審議事項①における修正箇所である。

(16ページ)

審議事項②「施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方」

審議事項②「施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方」は、資料に記載の施設類型の大分類ごとに、基本的な考え方を整理しており、審議事項①よりも、具体的な中身になっている。

延床面積に大きな動きがある施設類型について説明する。

(18・19ページ) 1. 行政系施設

市役所や消防の庁舎などが分類されている。

- (1) 本計画策定(平成28年度)から現在(令和3年度末)までの経過 これまでの取組みとして、市役所の新庁舎整備による旧庁舎の除却等について、 記載している。
 - (2) 今後の取組方針

来年度に予定している新庁舎の立体駐車場棟などの整備について記載している。 その他、旧市立病院南館を、庁舎第1分館として転用し、現在の保健センターや 教育センターなどの施設を機能集約することなどについて記載している。

その結果、延床面積の推移では、約4千㎡増加する見込みである。

(20・21ページ) 2. 学校教育系施設

小中学校や施設一体型義務教育学校などが分類されている。

- (1) 本計画策定(平成28年度)から現在(令和3年度末)までの経過 これまでの取組みとして、平成29年度の南松尾はつが野学園の開校、それに伴 う廃校等を記載している。
 - (2) 今後の取組方針

令和7年度及び令和9年度に予定している、槇尾中学校区及び富秋中学校区における施設一体型義務教育学校の開校等について記載している。

それに伴う廃校の結果、3小学校2中学校の建物を除却し、最終的には延床面積として、約1万6千㎡縮減できる見込みである。

(22・23ページ) 3. 市営住宅

- (1) 本計画策定(平成28年度)から現在(令和3年度末)までの経過和泉中央住宅の整備、6つの住宅の除却について記載している。
 - (2) 今後の取組方針

市営住宅長寿命化計画や富まち構想に基づく取組み等について記載しており、内容としては、令和14年度までに富秋中学校区に位置する9箇所の住宅を集約し、新たに1つの住宅を設置する予定となっているというものである。

その結果として、約6万9千㎡の縮減となる見込みである。

(24・25ページ) 4. 子育て支援施設」

幼稚園や保育園、留守家庭児童会などが分類されます。

この項目における施設の増減の動きは基本的に、幼稚園や保育園が中心になります。

- (1) 本計画策定(平成28年度)から現在(令和3年度末)までの経過幸幼稚園など4園の廃園、そのうち2園の除却等について記載している。
 - (2) 今後の取組方針

令和元年に策定した「公立保育園・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づく、各園の統廃合や民営化等について記載しており、結果として、8園が廃園し、約7千㎡縮減できる見込みである

延床面積として、大きな動きがある施設類型については以上。

(41ページ)

■延床面積の見通し

表は、各施設類型別の延床面積の推移を整理したものである。

左から、施設類型ごとに、平成27年度末、令和3年度末見込み、現在予定している取組み完了後の、それぞれの延床面積を記載している。

また右側には、平成27年度と取組み後、令和3年度と取組み後の、それぞれの 延床面積の増減とその割合を記載している。

以上が、資料番号1の内容である。

最後に、今回のご審議において、主にご意見いただきたい内容だが、審議事項①である基本方針では記載内容全般について、審議事項②では、19ページ(2)今後の取組方針②の空欄となっている「その他、今後における主な取組検討内容」の部分に記載すべき事項などを中心にご意見いただきたい。

辻会長

本日の審議事項としては2点あり、審議事項①として、市全体の大きな基本方針について、審議事項②として、施設類型ごとの考え方についてということであった。 審議事項①では、8ページ以降の記載の中で、網掛け部分を中心とした全体的な記載内容について、意見を集約させていただく。

次に審議事項②では、18ページや19ページでいうと、空欄となっている(2) ②の部分が中心になると思うが、この部分については、次回、市の具体的な方向性 を示すとのことであるので、今回は必要に応じて現時点での市の考え方を確認し、 審議会としてここに記載すべき事項があれば意見させていただく。

辻会長

5ページ中段表「(参考) 現在予定している取組み」を見ると、縮減想定面積▲9 5,106㎡となっており、これは現在市で予定している施設の総縮減面積である と理解している。

一方、41ページ延床面積の見通しでは、各施設の延床面積の増減が記載されている。普通会計施設の令和3年末時点でも増減は495, 106㎡に対し、全公共施設は495, 520㎡記載されているが、差異があるのはなぜか。

事務局

令和3年3月時点での全公共施設の増減が $\blacktriangle95$, 520 ㎡であり、その内、公営企業会計を除く普通会計施設の増減は $\blacktriangle95$, 106 ㎡である。

延床面積30%縮減の数値目標は、普通会計施設の延床面積から30%縮減を目指すもの。

公共施設等総合管理計画は全ての公共施設を計画に位置付け、縮減目標としては 普通会計施設から30%の縮減目標を掲げている。

辻会長

上記説明内容を注釈にて記載をするように。

事務局

記載する。

吉弘委員

10ページ網掛け追記部分「また、公共施設として管理するのではなく、民間でも管理運営が可能な施設について、民間への譲渡や売却、民設民営への移行等を検討します。」と記載があるが、具体的にはどのような施設を想定しているのか。

貸館施設など、施設の種類によっては、民間での管理運営が困難な施設もあり、 それらを民間に委ねることにより、結果的に市民サービスが低下する可能性も考え られる。

事務局

民間でも管理運営が可能な施設については、既に廃止が決定している「リサイクルプラザ彩生館」などのように、民間でも代替が可能な施設や、採算性がある施設が対象となると思われる。

その他の具体的な対象施設は未定であるが、全ての公共施設を民間に委ねること は想定しておらず、今後様々な観点から検討してまいりたい。

吉弘委員

同じく10ページ網掛け部分「公共施設の魅力向上により、利用者の増加、それに伴う利用料金収入の増加等を図る」と記載しているが、利用料金収入の増加により、施設の管理費用を賄うというような記載には少し疑問が残る。

辻会長

公共施設は、利用者の増加によって運営コストの増加に繋がる可能性もあり、利用料金収入の増加が必ずしも市有財産の有効活用に繋がらないと考える。

当該部分に表現の仕方として「運営コストの削減を図る」という文言の方がふさわしいと考えるため、検討して欲しい。

事務局

検討する。

浅井委員

19ページにあるように、現在の消防本部が市立病院の跡地に移転され、現在の消防本部の建物は総合防災備蓄センターとなると聞いている。具体的な計画と総合防災備蓄センターがどういった施設なのか教えていただきたい。

事務局

令和6年度に消防本部は市立病院跡地に移転予定であり、令和7年度より(仮称)総合防災備蓄センターや倉庫等を備えた「庁舎第2分館」としての活用を予定している。また、現在の消防本部敷地内の建物の東側には、民間のこども園を誘致することを予定している。これは、近隣にある公立保育園である芦部保育園が民間から市への借地に設置された形で運営されており、新たな民間こども園の開業に伴い、芦部保育園を廃園とすることで、借地の解消も目的としている。

(仮称)総合防災備蓄センターの詳細については、もともと消防本部施設であったことから、大型車両が乗り付け可能であるため、防災備蓄品等を保管する倉庫等、防災拠点の一つとして活用予定である。

岡田委員

34ページにあるように、私の住んでいる南部地域では、農業振興を目的として「アグリセンター」ができる予定だと聞いている。延床面積に縮減目標を立てている一方で、施設を新設することにより、わずかながらも延床面積が増加することになる。

施設を新設するにあたって、必要性や適正規模等の検討に係る考え方を教えてい ただきたい。

事務局

縮減目標達成のためには、施設の新設や既存施設の更新の際には施設の必要性や 適正規模等はもちろんのこと、複合化も含めて検討する必要がある。

新たな施設の設置に関する考え方について、明確な記載がないため、計画の改訂にあたっては、記載を検討する。

辻会長

13ページ網掛け部分「必要な市民サービス・機能を残す」という表現について、時代とともに市民ニーズは変化することから「必要な市民サービス・機能を確保する」という表現の方がふさわしいのではないか。

事務局

辻会長

検討する。

11ページに施設の耐用年数に関する記載があるが、木造や軽量鉄骨は耐用年数が短いが、具体的にどういったものがあるのか。

事務局

例えば、木造は北部リージョンセンター、軽量鉄骨は留守家庭児童会が該当する。

田中副会長

13ページ3段落目の本文中「市民と行政、市議会が十分な議論を行い」と記載があるが、議論するにあたっては、市から市民に対する早期の十分な情報提供の必要がある。記載を追加してはどうか。

事務局

検討する。

中塚委員

計画全体を通して、「市政の縮小」ではなく「創造的に縮小していく」というニュアンスを植え付け、計画全体を前向きな表現とするような記載を追加すべきではないか。

事務局

検討する。

中塚委員

市の施設は、市民のものである。市が一方的に推し進めるのではなく、市民に当 事者意識を持ってもらえるような表現を追記すべきではないか。

木村委員

20ページに記載のある学校教育施設について、築60年以上と古い校舎もあり、かなり老朽化が進んでいる。現時点における学校施設についての考え方を教えていただきたい。

事務局

学校の今後の方向性については、現行計画では、まず計画策定時点での児童生徒数を勘案し、施設一体型義務教育学校の導入を検討する学校と、統廃合はせず建替え等を行う学校の2つに分けて記載されていた。

その後、令和3年度に策定された和泉市教育施設等長寿命化計画において、全ての校区で、児童生徒数や老朽化の状況を勘案し、施設一体型義務教育学校の導入を 一つの選択肢として検討するという方針転換を行った。

ただ、現在の児童生徒数のままで、全ての校区で施設一体型義務教育学校を導入するというのは、教育環境などの面で現実的ではない状況であることから、原則、既存施設の大規模改修を実施し、長寿命化を図ることで、可能な限り、既存施設を活用していく予定である。

そして、長寿命化後の施設を建替える必要性が生じた時には、児童生徒数の状況 も変化していると思うので、その時の状況に応じて、建替えや統合、施設一体型義 務教育学校の導入を改めて検討したいと考えている。

木村委員

子どもが安心して過ごすことができ、かつ高い教育効果が得られるように進めて いただきたい。

吉弘委員

18ページに記載のある「小田詰所」とはどういった施設か。

事務局

現在は資材置き場として活用している。

吉弘委員

18ページに、光明台・南部・北部の各サービスセンター及び和泉府中駅前証明発行コーナーが廃止になると記載があるが、これはマイナンバーカードの普及により、コンビニ交付などが可能となったことなどから、施設としては廃止となったものである。

このように、施設は廃止するものの、行政のDX化等により、結果的に市民サービスの向上につながっているという内容などを計画に記載すべきではないか。

事務局

検討する。

田中委員

22ページに市営住宅に関する記載があるが、市営住宅の管理戸数に対し、入居戸数が少ないように思うがなぜか。

事務局

耐震の関係により、一部入居を中止している市営住宅があるためである。

田中委員

他市では、市営住宅の空き部屋を、DVの一時避難や地域コミュニティの場など、 福祉的な活用をしている事例があるので、もし空き部屋が多いのであれば、ぜひ検 討願いたい。

国本委員

老人集会所に関して、私が普段から利用している老人集会所は老朽化が目立ってきている。中には建設から50年近く経過した施設もあるが、今後の改修に関する方針があるのか。

事務局

老人集会所に関しては、老朽化が問題となっている施設の1つであるが、原則、古い施設から順番に更新をしていく方向性である。しかし、建替え等を計画する際には、まずは、貸館施設など、周辺の既存類似施設を利用いただき、その利用料を補助することで、現在の老人集会所は除却する等、建物を保有せずとも、効果的なサービスの提供が可能になる仕組みなどについても併せて検討したいと考えている。

なお、現時点での老人集会所の建替えで明確に時期が決定しているのは、横山老人集会所及び国府老人集会所の2つである。

中塚委員

学校教育施設は原則長寿命化を図るとのことであるが、学校については、施設の 充実した私立学校も選択肢としてある中、長寿命化を繰り返しただけの公立学校 は、学校としての競争価値が低下するのではないかと危惧している。

適切な規模や配置数については配慮しつつも、和泉市が選ばれるためにも魅力ある施設をどのようにしてつくるかという視点を持って学校教育施設の考え方については検討してほしい。

木村委員

私立学校などは、設備等が充実しており、非常にいい環境なので、子どもたちにとっても、施設一体型義務教育学校などで学校が新しくなるというのは良い面が多い。

しかし、一方で、地元の住民からは、自分たちのまちの学校を残してほしいという声が根強く残っている部分もあるので、新しい学校の良い部分をうまく情報発信しながら、理解を得る必要がある。

事務局

学校については、ハード面だけの問題ではなく、和泉市に住みたいと思ってもらうために、教育環境の充実は重要であると認識している。そして、良好な教育環境を確保するための方策の一つとして、施設一体型義務教育学校があり、市として、全ての校区で導入を検討していくと方針転換を図ったところである。ただし、多くの学校を短期間で施設一体型義務教育学校に移行するのは、市の財政的な負担も大きいため、既存施設を一旦は長寿命化し、今後について児童生徒推計も勘案して導入を検討し、教育環境の向上を図って参りたい。

辻会長

他に質問がないようなので、本日の結論として、総合管理計画改訂版の具体的な記載内容について審議し、事務局案について審議会として賛同してよろしいか。

(意義なし)

辻会長	次第3. その他として、事務局から説明願う。
事務局	次回の和泉市公共施設マネジメント推進審議会は、5月に開催する予定である。 審議内容としては、総合管理計画改訂版の骨子案当について、ご審議いただくことを予定している。
辻会長	これにて、令和3年度第3回和泉市公共施設マネジメント推進審議会を終了する。
	以上